

2. 業務改善助成金（令和2年度第3次補正予算分）
に新たに「最低賃金20円引上げ」コースが新設されました。

令和3年2月1日から、「業務改善助成金」に新たなコースが誕生しました。

宮城県内の事業場の場合、事業場内で最も低い賃金が825円から855円の範囲内で、これを20円以上引き上げ、生産性を上げるために設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行う場合に、助成を行います。

助成額上限は引上げ人数、引き上げ額に応じて20万円から100万円まで設定されています。

賃金の引き上げを検討されている事業主さん、この機会を生かしてみませんか？まずはご相談をお待ちしています。

この助成金の概要及び支給要領、申請書類及び申請書類の記載例は、下記URLをご覧ください。

○業務改善助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html

【お問合せ先】 雇用環境・均等室（022-299-8844）

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2020.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

-
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
 - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
 - ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
 - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いし

ます。

- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
- ・携帯メールには対応していません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
